

旭川医科大学における大型設備の調達に係る仕様策定等に関する取扱要項の一部を改正する要項を次のように定める。

(令和8年8月31日学長裁定)

旭川医科大学における大型設備の調達に係る仕様策定等に関する取扱要項の一部を改正する要項

旭川医科大学における大型設備の調達に係る仕様策定等に関する取扱要項（平成16年4月1日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す

改正後	現行
(略) (庶務) 第8 委員会の庶務は、財務課において処理する。 (略) <u>附 則</u> <u>この要項は、令和8年8月31日から施行し、令和8年4月1日から適用する。</u> 【改正理由】 令和8年4月1日付け事務局組織の改組に伴い、所要の改正を行うものである。	(略) (庶務) 第8 委員会の庶務は、財務課<u>及び経営企画課</u>において処理する。 (略)